

地域資源ブランド児童生徒向け現地学習会業務委託仕様書

1 業務の名称

地域資源ブランド児童生徒向け現地学習会業務

2 業務目的

世界・日本に誇れる全県的な宝である県内7つの地域資源ブランド（①祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、②世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域、③日本遺産南国宮崎の古墳景観、④綾ユネスコエコパーク、⑤霧島ジオパーク、⑥日本農業遺産（田野・清武地域）、⑦日本農業遺産（日南市））において、児童生徒が地域に実際に行き体験するツアーを実施することで、児童生徒の地域愛及び地域の誇りを醸成し、さらに地域資源ブランドの認知度向上を図る。

3 委託期間

契約の締結日から令和3年12月31日までとする。

4 契約上限額

2,364,340円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

本業務委託は、地域資源ブランドである霧島ジオパーク（都城市、小林市、えびの市、高原町）、日本農業遺産（田野・清武地域）、日本農業遺産（日南市）の魅力を体感するツアーを実施することとし、ツアー企画の調整、販売、参加者との連絡調整、ツアー実施、ツアー後のフォローアップ等、一連の業務を委託するもの。

(1) 県が提示する内容

① ツアー企画概要

霧島ジオパークでは、活火山や温泉などの自然について、スポットの解説等を行う現地ガイド等も活用しながら学習を行い、日本農業遺産認定地域では、伝統的な農林水産業システムの重要性について学習をする等、地域資源ブランドの魅力を体感する1泊2日のツアーを実施するものとする。

② ツアー実施日程

小学生を対象とするため、夏休み期間中に実施するものとする。

③ ツアーの募集定員及び参加者から徴収する参加費

参加人数は20名程度とし、参加費は県と相談のうえ決定することとする。

(2) 委託業務内容

① ツアー企画の調整・商品化業務

- ・ 事業全体のコーディネート
- ・ ツアー行程（晴天時及び雨天時）
- ・ 行程の下見

- ・市町村やその他関係機関等との連絡調整
- ・医療救護体制の確保や各業務でのトラブル、事故処理等への対応
- ・新型コロナウイルス感染症のガイドラインに沿った防止対策及びツアー実施中、実施後に発生した場合の対応等について、明確にしておくこと。
- ・ツアーに必要なバス等の交通手段の手配
- ・宿泊及び食事、お茶等の手配
- ・参加者のアレルギー等、安全性についての配慮
- ・宿泊等の変更や取消、宿泊料金の徴収、精算等の対応
- ・ツアー内容をとりまとめたチラシ等の広報資料の製作
(広報資料の配布は、県が教育事務所に広報資料を渡し、小学校が校内で配布する。)
- ・参加者の申込受付、旅行契約の締結
- ・参加者への案内、連絡調整、通知及び案内図等の作成発送
- ・参加者の名札や学習しおりなど必要な備品の準備

② ツアー実施業務

- ・全行程のアテンド
- ・ツアー中に係る現地ガイドの手配や訪問先との調整
- ・ツアー中に係る参加者等の健康及び安全の確保への配慮、ツアー中の急病、事故等により参加者等が治療・救護等が必要となった場合の適切な対応
- ・緊急時の連絡体制の整備、参加者等の国内旅行傷害保険の加入等、安全対策整備
- ・訪問先で必要となる施設入場料、体験料、飲食代、宿泊代、交通費及び現地ガイドへの謝金等の支払い

③ ツアー実施後のフォローアップ

- ・参加者アンケートを実施し、分析及び評価を踏まえたアンケート結果の提出
- ・業務完了報告書(A4 カラー2部)及びツアー中に撮影した写真データ(CD-R等)の提出

6 業務の実施体制

本業務の実施体制を示す実施体制表を作成すること。また、事故、自然災害など緊急事態が発生した場合に備え、危機管理体制、対応方法を明確にしておくこと。

7 対象経費

- (1) ツアーの企画運営に係る経費
- (2) ツアー実施に係る経費
- (3) 参加者の決定に係る経費
- (4) その他ツアーの実施に必要な経費

8 個人情報等の管理

本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

9 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、宮崎県中山間・地域政策課と協議の上、決定すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大や悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由としてツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費は本業務に係る経費とすることができる。
- (3) ツアーの様子をメディアや宮崎県によるホームページまたは SNS 等で情報発信するため、参加者は撮影・掲載等の許可を得たうえで決定すること。
- (4) 本事業で得られた情報については、宮崎県中山間・地域政策課の許可なくして流用してはならない。
- (5) 参加状況等により委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (6) 履行期限にかかわらず、事業実施後速やかに事業の概要について報告すること。
- (7) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者側の負担とする。